

## 金銭債権と預金等との誤認時防止に関する留意事項

富山県信用組合

富山県信用組合が取り扱っている保険商品について、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- ・ 当組合が取り扱う保険商品は預金等ではありません。
- ・ 預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。
- ・ 元本の返済は保証されていません。

以上